

認定こども園 施設概要（教育及び保育・子育て支援事業・管理運営等）

認定こども園の名称	たむらこども園	認定こども園の長の氏名	伊藤 幸子			
認定こども園の所在地	〒643-0006 和歌山県有田郡湯浅町田558番地6 (電話) 0737-63-3050 (ファックス) 0737-63-3050 (メールアドレス) t-hoiku@town.yuasa.lg.jp					
認定こども園の類型	保育所型	設置者	湯浅町長 上山 章善			
運営開始年月日	令和 3年 4月 1日					
施設において保育 する子どもの人数 (5月1日時点の実際 の在籍している数)		保育認定（標準時間・短時間） 2号認定・3号認定	教育標準時間認定 1号認定			
	0歳	0名	0名			
	1歳	4名	0名			
	2歳	9名	0名			
	3歳	7名	0名			
	4歳	3名	0名			
	5歳	0名	0名			
	合計	23名	0名			
保育時間等	区 分	保育認定（標準時間・短時間）		教育標準時間認定		
		通常 の 保育 時間	平日	(標準)8:00~18:00 (短)8:30~16:30	平日	9:00~15:00
			土曜日	(標準)8:00~17:30 (短)8:30~16:30	土曜日	休園
		日・祝日	休園	日・祝日	休園	
	延長（預かり） 保育の実施時間	(短)8:00~8:30/ 16:30~18:00(平日) 8:00~8:30/ 16:30~17:30(土曜)		8:00~9:00/ 15:00~18:00(平日)		
	休 園 日	日曜日 国民の祝日 年末年始(12/29~1/3)		日曜日 国民の祝日 年末年始(12/29~1/3)		
気象警報発 令時の対応	波浪警報以外の警報発令時は休園。保育中の場合は降園する。		波浪警報以外の警報発令時は休園。保育中の場合は降園する。			

教育・保育の目標	<p>【教育目標】 「ふるさと湯浅」を意識した幼児教育を展開します。遊びを見つけ遊びこむ中で、『体・徳・知』のバランスを意識した教育・保育を行います。</p> <p>【保育目標】 ・一人ひとりの命と安全を守る。・丈夫な体をつくる。 ・豊かな心を育てる。・遊びを通して就学前教育へつなげる。</p>
----------	--

日々の教育及び保育の指導における留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培う。 ・ 多様化する地域や、働く保護者の思いに寄り添い、子育て支援を充実させ、関係機関との連携のもと、子供の人権を尊重しながら、子供の最善の利益を守り、教育・福祉を積極的に進めます。 	
小学校との連携に関する取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校教師との意見交換、研修会等を設け「幼児期の終わりまでに育ってほしい 10 の姿」を共有し、保育と小学校教育との接続に努める。 ・ 育みたい資質、能力は、小学校以上の個別の[知識及び技能][思考力・判断力・表現力等][学びに向かう力、人間性等]につながる。 ・ 保育士と小学校教師の相互参観や職場体験等を通して、情報共有する。そして、就学に際し、子どもに関する情報共有に関して、子どもの育ちを支えるための資料を、こども園から小学校へ送付する。 	
1日の活動	保育認定（標準時間・短時間） 2号認定・3号認定	教育標準時間認定 1号認定
	8:00～ 登園（標） 8:00～8:30登園（短） 9:00～教育課程に基づく教育（3～5歳児） 午前の活動・おやつ（0～2歳児） 11:15～給食（0～2歳児） 11:30～給食（3～5歳児） 12:30～掃除（4・5歳児）・お昼寝（3歳児） 13:00～午後の活動 12:30～昼寝・絵本（0～2歳児） 15:00～おやつ 16:00～降園	8:00～9:00登園 9:00～教育課程に基づく教育 12:00～給食 13:00～掃除 14:00～教育課程に基づく教育 15:00～降園
子育て支援事業	事業内容及び対象者	実施頻度
	【すくすく広場】未就園の親子を招き、園内で遊んだり、交流などを行う。	6月から月1回

推進委員の配置

	担当者名	主な推進方針
人権教育推進員	園長 伊藤 幸子	年間計画の中で、それぞれの年齢児童に対する一人一人のかけがえのなさについて、子どもに説話する。また、友達を尊重する大切さについて、時を捉え、考えさせる。 町の人権研修への積極的な参加を促す。 また、園内での人権研修を実施。
安全管理対策推進員	副園長 小松 淳美	学期ごとの点検や、年1回の建物点検を行う。
非常災害対策推進員	園長 伊藤 幸子	マニュアルの作成や非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備しそれらを定期的に職員に周知するとともに

		に、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施している。
--	--	-----------------------------------